【都城市役務等に係る指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱】
逐条解説

平成２８年４月

都　　城　　市

都城市役務等に係る指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱

（目的）

第１条　この告示は、都城市財務規則（平成 18 年規則第 65 号）第 156 条の規定に基づき、市が発注する庁舎等の設備維持管理、清掃、警備その他の役務の提供及び物品の賃貸借等の指名競争入札参加者の指名基準について、必要な事項を定めることにより、指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

・　本市では、指名競争入札の指名基準については、財務規則第 156 条で「別に定める」と規定され、「別の定め」は、「都城市物品及び役務の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱」第８条に【指名競争入札における指名基準】として規定しています。

　しかし、基準というよりも留意事項に近く、明確な基準を明記したものではありませんでした。このため、役務及び物品の賃貸借等に係る指名競争入札の透明性を高め、厳正かつ公平な執行を図ることを目的として、より具体的な基準を明記した本告示を制定することとしました。

　また、受注者の決定等に至る行政内部の実務執行や指名基準を公表することで、市民に対する説明責任の履行を確保し、不正行為の未然防止を図ることにもなります。

【参考】

「都城市物品及び役務の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱」

第８条　物品及び役務の指名競争入札を行う場合は、次に掲げる事項について留意するものとする。

（１）　経営及び信用の状況

（２）　技術的特性

（３）　指名時における受注状況

（指名業者の選定）

第２条　指名業者の選定に当たっては、特別な事情がある場合を除き、都城市物品及び役務の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱（平成 24 年度告示第 155 条）第５条第１項に規定する物品・役務有資格事業者名簿及び都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱（平成 23 年度告示第 311 号）第５条第１項に規定する建設業者等有資格業者名簿（以下「建設業者等名簿」という。）に登載されている有資格事業者から選定する。この場合において、業務の適正な履行に必要な条件、類似の履行実績等を判断した上で選定するものとする。

・　本条では、指名競争入札の指名の対象となり得る事業者を規定しています。特別な事情の例としては、技術的難易度の高い業務等の場合や、特殊性があり競争性が確保できない場合が挙げられます。

　本市では、「都城市物品及び役務の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱」及び「都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱」で競争入札参加者の資格を定めていて、審査の結果、入札参加資格を有すると認定された事業者が「役務有資格事業者名簿」、「物品有資格事業者名簿」及び「建設業者等有資格業者名簿」に登載されています。このため、指名競争入札の業者選定に当たっては、委託等の業務の内容により、それぞれ、この名簿に登載されている事業者の中から選定することとします。

　『業務の適正な履行に必要な条件』とは、該当委託等の受注実績があることや、委託する業務内容に対応できる許可、認可等の状況、賃貸借については、その物件の数量、規模等に対応できるなどの条件等のことをいいます。又、同業種又は類似の履行実績と併せて当該事業者に履行能力があるかどうかを確認した上で選定することとします。

（優先指名）

第３条　前条の規定に基づき指名業者を選定する場合は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に定める者を優先して選定することができるものとする。

(1)　事業所等の所在地区分　市内に本店を有する者。ただし、業務の内容及び目的により、特に必要があるときは、市内に本店を有する者に次いで市内に営業所等のある者、県内に本店のある者、県内に営業所等のある者、県外業者の順に優先する。

(2)　事業所等の地理的要件　災害、事故等の発生及びシステム等の障害発生等で、緊急に対応が必要である場合において、対応までの時間的制約があるときは、その制約の範囲内の者

・　本条は、第２条に規定している指名競争入札の指名対象となる事業者の中から選定を行う際に、優先することができる事項を規定しています。なお、本条の規定を適用する際は、談合等のほう助とならないよう、指名業者が容易に推定されないようにすることが前提となります。

①　第１号関係（所在地区分）

市内に本店を有する事業者から順次優先して指名することができるものとします。

②　第２号関係（事業所等の地理的要件）

機械警備業務委託では、異常発生の受信から、現場への到着が 25 分以内と規定されていることや、災害、事故等の発生時に、清掃、ビル管理、設備保守等、緊急に対応の必要がある場合に、その対応する現地に到着するまでの時間的な制約が必要な場合には、事業所の地理的要件を勘案して優先的に選定できるものとします。

また、機器賃貸借やシステム保守等の場合に、システム障害等の発生により、行政事務に支障が出る恐れがあるため、障害等への一次対応を早急に行える範囲に事業所がある事業者を優先して選定することができるものとします。

【参考】

○警備業法第４３条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（平成 17 年宮崎県公安委員会規則第 10 号）

第２条　警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第４３条の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の設置は、基地局において盗難等の事件、事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から 25 分以内に当該現場に警備員を到着させることができるように行わなければならない。（以下省略。）

（指名業者の選定の制限）

第４条　第２条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、選定の対象としない。

(1)　都城市物品及び役務に係る入札参加資格停止等の措置に関する要綱（平成 24 年度告示第 215 号）第３条第１項の規定により入札参加資格停止中の者

(2)　経営状況が著しく不健全であると認められる者

(3)　賃金不払等があり、当該状態が継続していることが確認された者

・　指名業者の選定に当たっては、本条に規定する事項に該当する事業者を除いて選定することとします。

①　第１号関係

指名停止中の事業者は、当然、選定の対象としません。

②　第２号関係

公的機関から税や年金等の滞納による債権等の照会があった事業者で、当該滞納が解消される見込みがないなどして、経営状況が著しく不健全であると認められる事業者については、選定の対象としません。

③　第３号関係

前号に規定する経営状況が著しく不健全である場合や経営状況が不健全でなくても、賃金不払等が問題になる事業所があります。これらの多くは、賃金不払残業（サービス残業）です。賃金不払残業は、長時間労働や過重労働の温床ともなることから、賃金不払問題があり、これらが解消されない事業者については、選定の対象としません。

（指名業者数）

第５条　指名業者数は、次の表の左欄に掲げる区分及び中欄に掲げる予定価格の範囲に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

区分	予定価格の範囲	指名業者数
役務	50 万円を超え 500 万円未満	３者以上
	500 万円以上	５者以上
物品の賃貸借	40 万円を超え 500 万円未満	３者以上
	500 万円以上	５者以上

２　建設業者等名簿に登載されている有資格事業者から選定する場合は、都城市建設工事指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱（平成 28 年度告示第 115 号）及び都城市測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱（平成 28 年度告示第 114 号）を準用する。

・　選定する事業者の数は、予定価格により定めます。

なお、委託する業務の内容に特殊性があるときや、賃貸借を行う物品が特殊なもの又は、数量が多い、規模等が大きいため、対応可能事業者の登録が少ない場合は必要に応じて選定する事業者数を変更できるものとします。

また、修繕、補修、工事を伴わない測量委託、水質検査等、業務の内容により、建設業者等名簿に登載されている有資格事業者から選定する場合は、「都城市建設工事指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱」及び「都城市測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱」を準用して、指名業者数等を決定します。